

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年八月二十五日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和三年五月三十一日奈良県指令建第一〇六一一六〇号

令和三年十一月四日奈良県指令建第一〇六一一六〇一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年八月十六日建第一〇一七五号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年八月十六日建第五八三九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字西坊城一五番一、一五番五、一五番六、一五番七、一五番八、一五番九、一五番一〇、一五番一一、一五番一二、一五番一三、一五番一四及び一五番一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市縄手町三一番地一

有限会社綿松コーポレーション 代表取締役 綿松廣育

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字西坊城一五番一

下水道 大和高田市大字西坊城一五番一の一部

一 許可番号

令和五年一月三十一日奈良県指令建第一一〇一三三四号

令和五年三月六日奈良県指令建第一一〇一三三四一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年八月十六日建第一〇一七六号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年八月十六日建第五八四〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市中菜畑一丁目一五番五、二二番二、二二番三、二二番四、二二番五、二二番六、二二番七、二二番八、二二番九、二二番一〇、二二番一一、二二番一二、二四番五の一部、二四番六、二四番一〇、二六番二、三九番一、三九番六、三九番七、三九番八、三九番九、三九番一〇、三九番一一及び三九番一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号

積水ハウス不動産関西株式会社 代表取締役 澤田康志

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市中菜畑一丁目二番二、二二番七、二四番六、二四番一〇、三九番一、三九番六及び三九番一

下水道 生駒市中菜畑一丁目二番二、三九番一及び三九番一一の各一部

水路 生駒市中菜畑一丁目一五番五、二四番五の一部及び二六番二

一 許可番号

令和五年一月十二日奈良県指令建第一一〇―九一号

令和五年七月二十一日奈良県指令建第一一〇―九一―一号

令和五年八月八日奈良県指令建第一一〇―九一―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年八月十六日建第一〇一七七号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年八月十六日建第五八四一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

高市郡明日香村大字御園五番一の一部、六番の一部、七四番一、七四番二、七七番

一、七七番四、七八番、八〇番一、八〇番二及び八一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅一五九〇番地

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 高市郡明日香村大字御園五番一、六番、七四番二、七七番一、七七番四、七八番及び八一番一の各一部

一 許可番号

令和五年六月十五日奈良県指令建第一一二―一三号

令和五年八月十六日奈良県指令建第一一二―一三―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年八月十八日建第一〇一七八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市當麻元當麻方一六二四番一、一六二五番、一六二六番一、一六二七番一、一

六二八番一及び一六二九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市北今市五丁目五〇八―一

社会福祉法人裕愛会 理事長 出川裕一